生活負担軽減給付等の実施等のために講ずべき措置に関する法律（案）

（趣旨）

第一条　この法律は、物価の高騰により深刻な影響を受けている中低所得者世帯の生活を支援すること及び国民の間に生じている経済的格差を是正することの必要性に鑑み、生活負担軽減給付等の実施等のために講ずべき措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「生活負担軽減給付等」とは、臨時給付、暫定給付及び給付付き税額控除をいう。

２　この法律において「臨時給付」とは、物価の高騰がとりわけ低所得者世帯の生活に深刻な影響を及ぼしている現状に対処するための臨時的な措置として、その生活を広く支援するために行う金銭の給付をいう。

３　この法律において「暫定給付」とは、物価の高騰が中低所得者世帯の生活に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、給付付き税額控除が導入されるまでの間、これより簡易な措置として行う金銭の給付をいう。

４　この法律において「給付付き税額控除」とは、所得税における税額控除と給付を適切に組み合わせて行

う制度であって、所得税の所得再分配機能の強化及び消費税の逆進性（所得の少ない世帯ほど、家計における消費税（地方消費税を含む。）の負担額の所得の額に対する割合が高くなる傾向があることをいう。）の緩和を図るためのものをいう。

（基本理念）

第三条　生活負担軽減給付等は、中低所得者世帯の生活に係る経済的な負担を軽減する観点から、全体としての整合性に配慮しつつ、一連のものとして行われるものとする。

（法制上の措置等）

第四条　政府は、生活負担軽減給付等の実施等のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。この場合において、生活負担軽減給付等に要する費用について、地方公共団体に実質的な負担が生じることのないようにするものとする。

（臨時給付）

第五条　臨時給付は、次に掲げる事項を基本方針として実施するものとする。

一　臨時給付の実施に係る政府の措置は、令和八年度中に講じられること。

二　臨時給付は、世帯に属する全ての者が個人の市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。）を課されない者である世帯に対し、できるだけ早期に支給すること。

三　臨時給付の額は、五万円（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（以下この号において「加算対象者」という。）が属する世帯については、五万円に当該世帯に属する加算対象者一人につき二万円を加算した額）とすること。

（暫定給付）

第六条　暫定給付は、次に掲げる事項を基本方針として実施するものとする。

一　暫定給付は、令和九年度から実施すること。

二　暫定給付は、合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。次号において同じ。）が四百三十六万円以下の者（他の者の控除対象配偶者（同項第八号に規定する控除対象配偶者をいう。次号において同じ。）又は加算対象扶養親族（同項第九号に規定する扶養親族であって年齢十六歳未満のもの及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）とされている者を除く。次号にお

いて「対象者」という。）に対し支給すること。

三　暫定給付は、年度を単位として支給するものとし、その額は、次に掲げる対象者の区分に応じそれぞれ次に定める額に対象者の控除対象配偶者及び加算対象扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た額とすること。

イ　合計所得金額が二百二万円以下の対象者　五万円

ロ　合計所得金額が二百二万円を超える対象者　合計所得金額の逓増に応じて五万円から逓減して、合計所得金額が四百三十六万円を超える場合にはその額が零となるように定められる額

四　暫定給付は、毎年度、二回に分割して支給すること。

（給付付き税額控除）

第七条　給付付き税額控除については、次に掲げる事項その他必要な事項についての検討が加えられ、その結果に基づいて、令和十一年度から導入されるものとする。

一　所得税における所得控除について、基本的に税額控除とするようにすること。

二　給付付き税額控除に係る給付に関し、その公平性を確保する観点から、金融所得及び資産の状況を勘

案すること。

２　前項の検討は、社会保障制度及び税制の見直しと一体的に行われるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

物価の高騰により深刻な影響を受けている中低所得者世帯の生活を支援すること及び国民の間に生じている経済的格差を是正することの必要性に鑑み、生活負担軽減給付等の実施等のために講ずべき措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。